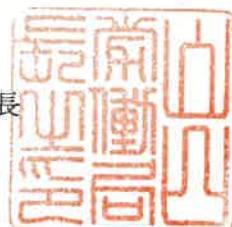




山口労発雇均 1127 第 3 号
令和 2 年 11 月 27 日

各 団 体 の 長 殿

山口労働局長



冬期における年次有給休暇の取得促進について（依頼）

平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年休の取得向上」が掲げられるなど、重要な課題となっているところです。

また、改正労働基準法により、平成 31 年 4 月から、全ての企業で、年 10 日以上の年休が付与される労働者に対し、年 5 日を確実に取得させるよう求めております。

しかし、令和 2 年 10 月 30 日に発表された「令和 2 年就労条件総合調査」の結果によると、平成 31 年・令和元年の年休取得率については 56.3% と、前年の 52.4% より上昇し過去最高となったものの、依然として、政府目標の 70% から大きく乖離しております。

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営に資する年休の計画的付与制度の導入^(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度^(※2)の導入が効果的と考えられます。

このため、厚生労働省では、10 月の「年次有給休暇取得促進期間」に続き、この冬における年休取得の気運の醸成を図るため、関係資料を活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくことといたしました。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封いたしましたポスター及びリーフレットを掲示・配布していただくとともに、別紙の文例を参考とした広報誌やホームページへの掲載等により、傘下企業等への周知に御協力のほどお願いいたします。

なお、本リーフレット等は、以下に電子媒体で掲載をしておりますので、併せて御活用ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(注：アドレス(URL)を変更しました。)

(※1) 年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも、年休の平均取得率が平均31年調査では4.7ポイント高くなっています。

また、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は、令和2年調査では43.2%と、前年調査より21.0ポイント増加しています。

(※2) 年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

(担当) 山口労働局雇用環境・均等室 伊勢屋
〒753-8510 山口市中河原町6番16号
山口地方合同庁舎2号館
(TEL) 083-995-0390 (FAX) 083-995-0389